



自昭和廿六年一月似降  
至昭和廿七年三月末

(九州石炭鑛業聯盟)

議事録

九州石炭  
2  
6

今次斗争に對する彈正判策一件

今次斗争に對する彈正に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策

今次斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策  
今日本斗争に對する奉本判策











本邦旅費規程

日本汽船株式會社

- 第一條
- 第二條
- 第三條
- 第四條

従業員計用に本邦を旅行するときは特に定める場合の外は通程により旅費を支拂する。

旅行地域を六大部市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）及び其の他の地域（軍中、宿中を含む）に分ける。

旅費は鉄道賃（汽車、有蓋電車、普通バス、普通船舶並びに旅行料金を含む）、航空賃、車馬賃（船舶、電車賃、バス賃、ハイヤー、トラワグ、人力車等を含む）、日當、宿泊料及び担任手當とする。

旅費は左の各別に従つて別表（等級表）相當額の定額を支拂する。

一 鉄道賃及び等級の定めある船賃は別表（等級表）の定額を支拂する。旅費に於て等級表相當の汽車、船舶が選擇しないときは但ても別表等級旅費を支拂する。但し鉄道運賃及び等級の定めある船賃に於て一等車ないときは二等とする。

二 旅費は總て順路により之を支拂する。但し用務の都合又は天災地難其の他巴むを得ない事由で順路により難いときは實際の経路による。

三 旅行中私用のため通過したる迂路に對しては旅費を支拂しない。休暇をとつたときもまた同様とする。

四 等級の定めである船賃を除く車馬賃は實費を支拂する。但し臨時に使用した車馬賃は添旅を要する。

五 旅行の出発及び到着の日時は最寄駅又は自宅発着時刻により決定する。航空賃は所屬箇所長の許可があつたときその實費を支拂する。

六 日當は日當に應じ宿泊料は夜當に應じて支拂する。日當の限界は午前寫時とする。

七 社内外事務所、事業所に出張したとき、又は旅行中耐用宿舍若くは自宅に宿泊したときは左によつて日當、宿泊料を支拂する。

出張先又は宿泊先	日	當	宿	泊	料
東京部	到着の日から出発の日まで定額	定額の三割			
大田市、名古屋市、	全	定額の二割			
熱河市、若松市、	到着の日から出発の日まで定額	定額の二割			
別府市	到着の日から出発の日まで定額	定額の二割			
各宿場所、旅	到着の日から出発の日まで定額	なし			
宅			定額の二割		

耐用宿舍とは會社に於て従業員を宿泊せしめる為基金の設備がある家屋を指し、自宅とは自己の計算に於て自己又は家族の住居する家屋を指す。

第五條

第六條

本銀行中借換のため借付したときは區區の診斷によりその借付を支持する。  
 銀行中借用のため貸したる貸用について箇所長の承認を得たときは其その貸  
 受の一部又は全部を支拂する。借換、貸付のため貸したる貸用についても  
 また同様とする。  
 日舞地及び原野島特別を左の通り定める。但し日舞地及び附近地の指定は  
 各府毎毎にこれを定める。

北海道の賦進費は總て三等とし、日當は別表行毎帳表による。  
 北海道の賦進費は總て三等とし、日當は別表行毎帳表による。  
 北海道の賦進費は總て三等とし、日當は別表行毎帳表による。  
 北海道の賦進費は總て三等とし、日當は別表行毎帳表による。  
 北海道の賦進費は總て三等とし、日當は別表行毎帳表による。

第六條之二

午前十時以前に出発し同日二十一時を過ぎて到着したとき、又は六時以前に出  
 発し同日午後六時以前に到着したときは左の割合により日當を加算支拂する。

- 1、前定地内出張の時 該當日額額の十割増
- 2、日舞地又は原野島内出張の時 該當日額額の五割増
- 3、八時以前に出発し同日二十一時を過ぎて到着したときは前二條の割増  
を六分併加する。
- 4、出時間未詳の時六時又は二十一時に及ぶときは前條(ハ)の規定  
を六分併加する。

第七條

本銀行は新任者に對し其住地(新任者に對しては居住所、若し無職者若し  
 用者にしては學堂學校所在地)より居住地までの旅費(別表行毎帳表による)  
 料を支拂ふ。若し必要と認めるときは其旅費及びその費用の償還を要する。  
 新任者の旅費は其旅費及びその旅費は月俸五ヶ月分を超過することができない。  
 若し又は新任者の旅費は其旅費を除く外本人の旅費に準じて支拂する。  
 若し又は新任者の旅費は其旅費を除く外本人の旅費に準じて支拂する。

第八條

- 1、改定又は其等級の定めのある時
  - 甲 額
  - 乙 額
  - 丙 額
  - 丁 額
- 2、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 3、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 4、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 5、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 6、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 7、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 8、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 9、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 10、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 11、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 12、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 13、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 14、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 15、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 16、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 17、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 18、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 19、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる
- 20、日當及び借換料
  - 額十二才未満の時 支拂したる
  - 額十二才以上の時 支拂したる

從勞を伴ふ必要があるときは箇所長の許可なくとも一人を限り五割  
 旅費相當の旅費を支拂する。

第九條

車舟担任し後日家族を引續めるときは前二條の適用を妨げない。但し本人出現をするときは本人に對しては往復旅費及び着発當日の日當のみを支給する。

第十條

前條の除むを得ない事由によつて家族を仕地以外の地に移住せしめるときは所屬族長の許可を得て前二條の規定を適用することが出来る。但し既に仕地に家族を引續めるときもまた同様とする。

第十一條

仕任地より赴任するときには別表四担任手當表により赴任手當を支給する。赴任地にて住居不足又は家具運搬のため旅費又はこれに準ずる處に滞在したときは到着の翌日より五日を限り日常及び宿泊料の定額を支給する。

第十三條

該行中轉輸を命ぜられたものが歸附しないや直接新任地へ赴任するときはその當日より赴任旅行をするものと看做す。出張中轉輸を命ぜられた者がその職務任地にて歸附するときには轉輸を命ぜられた日に赴任したものと看做す。

第十四條

会館の過台により寄宅の移料を命ぜられたときは家具荷造費及びその運賃の實費を会館に對し負擔する。別表四寄宅料表による寄宅料を支給する。從從員左の各如の一に該当するときには別に定めるところの外本人及び家族に對し郵里其の他の轉任地迄の旅費を支給する外必要と認めらるる家具荷造費及びその運賃の實費を支給する。但し家族旅費については前八條の規定を適用する。

第十五條

い 事案上の過台により解雇したとき  
ろ 停年により退職したとき  
は 疾病傷疾により退勤に堪へないため退職したとき  
に 死亡したとき

前各條の旅費は選挙額の支給を妨げない。

附 則

本規程は昭和二十七年三月一日より實施する。



別表 1

## 等級表

等級	旅行費	旅費の 額	交通費		日	宿	給
			普通	特等			
1	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
2	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
3	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
4	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
5	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
6	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大

別表 2

## 等級表

等級	旅行費	旅費の 額	交通費		日	宿	給
			普通	特等			
1	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
2	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
3	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
4	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
5	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
6	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大

別表 3

## 等級表

等級	旅行費	旅費の 額	交通費		日	宿	給
			普通	特等			
1	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
2	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
3	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
4	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
5	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大
6	旅費	旅費	附近地	附近地	普通	普通	大

備考

- 一、旅費以外の同一市町村内住宅の場合に別一級場所内住宅に加する。
- 二、單身住宅し後日家族を引籠める場合は單身住宅のとき家族同件住宅料の内單身住宅料相当額を、家族を引籠めるとし家族同件住宅料の残額を支払する。

以上



總務第一三一號  
昭和二十七年三月五日

總務部 長

本邦旅費規程取扱要領に関する件

本邦旅費規程の取扱については別紙本邦旅費規程取扱要領によつて  
處理されたい。

以  
上

本邦旅客乗取取扱要領

第一節 本邦旅客乗取（以下乗取と稱す）の取扱については本要領の定めるところによる。

第二節 乗取第四條の（イ）旅道費及び船賃は左によつて之を支拂する。

1、日露地内及び附近地内の旅道費はすべて三等であるが出張旅行等のため特に船所長に命ぜられて三等車以外の客車に乗車したときはその旨を申請する。

2、船行料金は特別二等車料金を課したときは之を支拂する。

但し附近地内及び日露地内の旅行のときは随行出船又は乗船費等のために特に船所長に命ぜられて之を利用した場合に限りその旨を申請する。

3、船賃は海路が船路であるときに限り申請する。

但し船賃、船賃又は船賃に際して老人、幼児又は病人等を同伴するため汽車旅行に著しく困難があるや前所長が認めたる場合は前項の規定に拘らず船賃を支拂することが出来る。

第三節 乗取第四條の（ロ）の船路とは現正地から目的地までの最短距離を謂い陸路と海路又は空路の三種路が同時に定むるときは陸路を船路とし船舶に汽車、貨車又はバス等旅道の便があるときは旅行の目的に即し乗取必要の便によるとが出来たる。

第四節 乗取第四條（ハ）の私用のために通過した陸路に對する旅費とは私用の爲に申した期間に對する旅費を含むものとし此の期間は陸路とする。

第五節 乗取第四條の（ニ）の車馬賃は左によつて之を支拂する。

1、計内各事務所、事務所等に出張の際若し自動車の使用を必要とする場合は出張先の旅費表に申出て之が供與を受けその費用は右の旅費表に支拂はしめるものとする。

2、旅費の組合より止むなく旅費の手配をよらうして出張者が自動車を使用して其の費用を支拂つたときは事後速かに出張先の旅費表に申出て右の立書金の支拂を受けるものとする。

3、前二條の費用はこれを支拂つた場所より出張者の所属場所へ申請して振替えるものとする。

4、其の他の出張手配時に自動車を利用した場合に前所長が必要を認めたとときは限りその旨を申請する。

第六節 乗取第四條（ホ）の出先及び帰着の日時は左の区分による日時とする。

1、出張時刻

イ、出張時間内に出張の場所から出発するときはその場所を出る時刻

ロ、出張時間外に自宅に到着したときは自宅に到着した時刻

2、帰着の時刻

イ、出張時間内に出張の場所へ到着したときはその場所へ到着の時刻

ロ、出張時間外に自宅に到着したときは自宅に到着した時刻

3、海各島の到着時刻が不明のときは乗取乗取の時刻とする。

第七節 出張第四條の（ト）の日賃は左によつて之を支拂する。

1、乗車（船）當日の日は乗車（船）地の区分により、下車（船）當日の日は以下車（船）地の区分により六大都市又は普通地の日當を支給し車（船）中は普通地と同額の日當を支給する。

2、乗車（船）當日と下車（船）當日が同じ日であるときは下車（船）地の区分により日當を支給する。

3、旅行の出来より到着までの間以下車行動した日の日當はすべて同夜の宿泊地の区分により支給する。

但し同夜車中宿泊したときは當日下車行動した地の区分により日當を支給する。

4、日歸地又は附近地に旅行したときの日は前各地の規模によらず本規則第一〇條に定めるところによる。

第八條 視察隊員（ト）の宿泊料の標準となる夜飯とは一夜を十九時より翌朝五時までの夜飯を謂う。

在留地を後半夜に出たときは又は在留地に前半夜に到着したときは宿泊料を支給しない。

第九條 在留地に後半夜に到着したときは宿泊料の半額を支給する。

第十條 宿車内に宿泊したときは普通地宿泊料の定額を支給する。

但し在留地の場合宿内で食事の供與を受けるときは食費を別費と別途に支出せねばならぬときを除き、宿泊料は定額の半額を支給する。

第十一條 視察隊員（ト）の宿泊料の定額とは出張先が六大都市であるときは六大都市の他の所であるときは普通地の宿泊料の定額を、日常の定額とは六大都市、普通地、日歸地又は附近地の区分による日當の定額を謂う。

計用宿舍の所在地に宿泊するときは会計の都合による場合を除き計用宿舍に宿泊するものとする。

第十二條 視察隊員（ト）の場合には医館を雇へて問出なければならぬ。

入院した場合は勤務保証状による計用金は之を会計に納入せしむるものとする。

旅費期間中は缺勤とするが公休期と認めらるる場合は缺勤としない。

第十三條 視察隊第六條の一日歸地及び附近地の日は別表の附近地又は日歸地の額を支給するとし右の地域内に在る六大都市に出現したときと雖も右の額を支給するものとする。

第十四條 視察隊第六條の（一）（二）の宿泊料の定額とは附近地又は日歸地城内であつても宿泊地が六大都市であれば六大都市の定額を支給し其の外の市町村であれば普通地の宿泊料を支給する。但し計用宿舍に宿泊したときはその取扱による。

第十五條 視察隊第七條の家具衝動費及び遺品の買取として本条の五ヶ月分以上を支給する必要があると認められたときは申請ならびに理由を具して計長の許可を受けるものとする。

第十六條 視察隊第七條、第十條、第十五條の家具衝動に際し片道一〇〇科以内のときでなければ自動車輸送を認めない。

但し決意を別用する事が出来ない場合その他特別の理由があるときは此の限りでない。  
第一項の規定に拘らず一〇〇軒以上の勧誘をしたときは江浦所長の認むるところにより  
の一〇〇軒相当分までを支給する事が出来る。  
第一五條 勧誘第十五條の市郡長又は市郡長に三十日以内に居住する場合に限り之を支給す  
る。但し特別の事情があると市長が認むるときは此の限りでない。

附 則

本取扱要領は昭和二十七年三月一日より之を改定する。

一、舞岡市の本町を中心として日置地、附近地の區別は左の如し。

○日置地（大正六五年より一〇〇軒迄）

願坂 鹿兒島本線の 門 司一大半田間

筑豊本線の 若 松一原 田間

上田線の 飯 塚一上山田間

宮 田線の 正 方一宮 田間

幸 後線の 小 竹一二 畑間

篠 栗線の 吉 塚一篠 栗間

筑 肥線の 勝 多一泉 澤間

久 大線の 香 瀬寺迄

長 野本線の 佐 賀迄

矢 部線の 鶴 島迄

バス及び電車

宮地線、西戸新、大半田、復木津

○附近地（大正四年より大正廿迄）

初岡市内、筑紫郡河村、日産村、春日村、大崎村、岩戸村

厚及郡田屋村、入部村、金武村、壹飯村

粕屋郡多々良村、香津村、和自村、大月村、中原村、志免町、宇美町、田畑村

筑紫村、立花村、勢門村

二、本編編纂に取扱要領は九州石炭産出部誌にて昭和二十七年三月下旬タイプ印刷し、  
しる。



日共労働組合部では春季労働攻撃に備えて「敵の戦術に對する注意書」というパンフレットを二月九日労働組合内の各組織に配布したがその要旨は次の如くである。

我々の労働攻撃が失敗するとすれば、それはこの戦術研究の不足以外にない。敵を甘くみることが一番失敗の原因であり、彼等は莫大な金を投じてその対策に専心し、我々の過去、現在及將來をあらゆる段階まで研究しつくしている。今日の如き戦術時代においてはこれに打ち勝つ事が先決問題である。

来るべき労働攻撃に於いて我々は当方の重圍を脱して一層の対策を樹立して来るが我々には既にこれを研究して更に作戦を練る必要があらう。

1. 敵はスト戦術に出ることを極度に恐れ日共の対策に専心している。特に彼等はその対策の中で「経営者は従業員に對して政治ストの不利なことをあらゆる方法で廣知徹底せしめ、スト参加又はスト行為に出ることを防止するための充分な努力を措かねばならぬ」と強調し、労働員の態度に殊り出している。この宣傳戦における勝利を第一に擲つておくことが先決問題である。

2. 敵はストに對して將來戦術上の競争に備えよるためとして立憲材料を常に整備しておくことを怠っていない。

特に上級階級の指令、組合の區分方針、大會記録、アジビラ、外部連絡階級の動向まで廣範圍に亘つて資料を蒐集整備することを強調している。以上は警察、監察、公安、検察等の指示に基いて彼等に有利な姿勢を採れる進行計せしめていゝものであり。我々は充分警戒しなければならぬ。

3. 彼等は長年闘争のスト突入難境に陥しても社等は注意してゐるが、これは、労働階級はつきりした要求を提議することが必要であり、ストのため所謂カムフラージュと見られぬ準備すべきである。

4. 彼等はスト対策の根本として、組合別行動が如何に急進分子で構成せられておつても、結局は組合員の意志によつて決定するものであるから、経営者は徹底的に従業員を啓發すべきであると記している。

5. 彼等は組合指導作戦は巧妙を極め、敵は善切りによる脅迫或はガストの引下げによる條件の提出等でもつとも意志の固いと見られる組合員に働きかけている事實がある。我々はこの脅迫等策を反動に利用し、或は善切り者に對する制裁を大會で決議する等強固な作戦で對処すべきである。

6. 彼等は政治スト対策の美名にかくれ次の手段を考へてゐる。

第一に組合よりスト通告を受けた場合は反對に會社側よりスト決定によつて重大なる結果が生ずることの通告を組合側に出して空回すること。

第二に従業員に對しては、組合に對する通告とともに、そのストの性格を詳細に説明した會社聲明を發表して従業員を啓發する。

第三に會社は威嚇命令を發し、万一スト行為に出るときは、就業規則に依つて懲罰する用意のあることをはつきり示す。

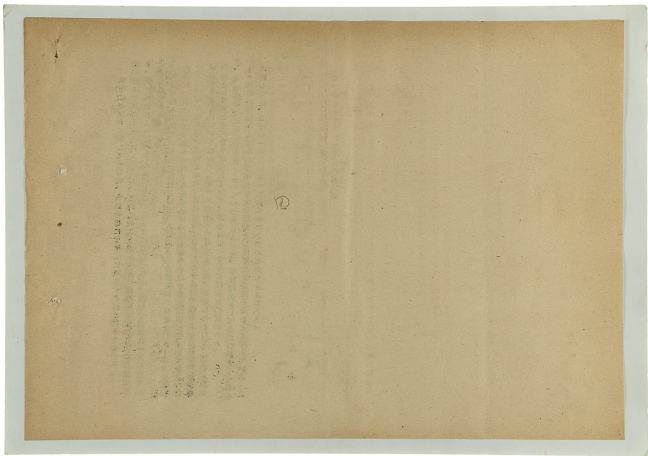
第四に従業員に対して各職場、各職場毎に種々の就業する様な措置を講ずる。

右の様な手段が用意されてあるが、これは何れも將來の法律制變化を懸想しての対策であり、要は臨時による押切りと張切り者の防止され庶幾すれば、彼等の對策は一片の障りに過ぎなくなるものである。

6、附従等はスト決行の組合の對象として、業團による會社業務の妨害を阻止する。就業規則違反の責任追究。組合に對する損害賠償の要求等の手段で脅迫準備が完了してより、その手に乘らぬ様用意が必要となる。更に彼等は自分の都合次第で臨時大會を就業時間中に開催することについては許可しない。或は不許可にも不拘、開催したとして、不当な組合活動として責任追究をも考慮しており、大會開催の手前には注意の要がある。

7、定時退職は就業命令が撤せられておつたときには、就業拒否として争議行為として取扱う。目的が政治ストであれば不当な退任活動として責任を追究することも考へてゐる。之に對しては、日曜の一斉怠業等の反對觀察によるいやがらせもあろう。

以上





## 主婦対策について

### 組 員

吾々は労働の健全な育成を通じて、賃金斗争や平和斗争、選挙斗争に又主食の統制徹底運動等に力をつけて来た。しかし再軍博、労働法の改悪、強硬派的民主社会の盛行をたぐらわぬきはまなすまなす無骨になつてきてゐる。これらに對しては労働組のみでなく家族を含めた幅広い斗争を捲きかこして對抗しなければならぬ。更に組合財政の確立は家庭經濟の合理化と密接にある。そのためには主婦が階級的意識に目ざめて組合運動を理解してくれることが第一條件となる。特に住居が密集して生活と職場が一体となつてゐる環境では主婦の組織が労働と緊密な協力関係を結ぶことによつて吾々の斗争は一層有利に進展する。

### 一、組織

組合員の家族なる主婦で組織する（將來は全国的な主婦組織に發展させる）

### 二、性 格

組合員に協力する外部組織とする

### 三、目 的

1、組合に對する理解と協力を深めるための教育

2、生活の改善と合理化のための運動

3、生活協同組合への参加

四、組合主催會に對する指導援助

1、中央本部は指導員が担当する地方本部及び支部は従来の經過を勘案して指導員を決

定する

2、組合はできる限り主婦との會合を持つと共に家族等を動員して指導員を養成

3、婦人同組合情報の發行

4、その他必要なる協力

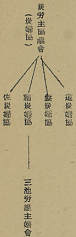
### 五、組織委任

1、未組織のところは早急に本部旨に基く主婦會を作る

2、既に組織のあるところは本部旨に合致するように改善する

3、四月旬には全国の主婦代表會を開いて協同協を結成する

### 組織内





勞務指令第三號

(要旨)

ストライキ準備指令 三月十三日

- (1) 三月二十六日以降いつても二十四時間以上のストライキに突入出来得る体明を確立せよ。ストライキの規模と突入の時期については通つて指令する。
- (2) 三月二十六日以降のストライキ突入については現在明確にしている産業は炭炭、金炭、合成化学、全国金炭、電産、全日動車の六産業であるが、炭炭としては六産業一齊ストは勿論のこと、獨自でも突入する方針である。
- (3) 各支部は準備命令受領と同時に測量儀式に遂き各事業所に申入れを行い、その属を三月廿三日までに中絶本部に送達すること、この準備命令に基く行動によつて現れた事態については早速且つ詳細に中央本部並に地方本部に報告すること。
- (4) 各地方各支部毎に労働傘下各組織を一段と強化すること。
- (5) この國は三月廿六日以降のストライキを中心として益々烈しくなることが予想されるので、般重労働、生活対策には万全の対策を講ずること。
- (6) 五中委の以前に基づく今次國事に対する態度から生ずる紛争解決の具体的対策については目下準備中であり出つて別途指示する。

以上

清報 二十七年三月十三日

九州石炭産額暴落

一、炭券スト準備指令を如下

(指令要旨)

- 1、25<sup>日</sup>以降何時でも二十四時間以上スト突入出来る態勢を確立せよ。  
ストの規模と突入の時期については進つて指示する。  
二十六日以降のスト突入については現任明確にしている原産は炭券、金鉱、合成化学、合金鋼、製産、全自動車の六車種である。  
炭券としては大原産との共同斗争は勿論のこと、炭券暴日でもストを百端し張力に斗争を激進する。
- 2、各支部はスト準備指令受領と同時にその申入れを各暴徒所毎に提出しその寫を25<sup>日</sup>迄に送附せよ。
- 3、右申入れに対する現れた事象については詳細且つ早速に炭券本部又は各地方本部に報告せよ。
- 4、各地方、各地區毎の他種炭券組との共斗についてはこれを一段と強化せよ。
- 5、準備法に對する斗争は25<sup>日</sup>以降一段と激烈の度を増すので教育活動、生活指導を確立せよ。
- 6、五中委の要請に基く、準備から生ずる犠牲者の救済については目下検討中であるので進つて指示する。





第 二 十 二 日



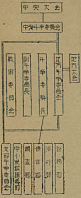
甲 申 年 十 二 月 十 二 日

九 十 日 大 陸 報 館



本報館在天津法租界二十一號路  
 電話二二二二號  
 零售每份五分  
 廣告費另議  
 印刷費另議  
 本報館在天津法租界二十一號路  
 電話二二二二號  
 零售每份五分  
 廣告費另議  
 印刷費另議

又 關於本報館  
 一 本報館在天津法租界二十一號路  
 電話二二二二號  
 零售每份五分  
 廣告費另議  
 印刷費另議  
 二 本報館在天津法租界二十一號路  
 電話二二二二號  
 零售每份五分  
 廣告費另議  
 印刷費另議













9 労働者 労働者 日本労働者同盟会に對する對策

本同盟会に對する對策を要し初に其の對策を神入し、

第二條の二―五を對して同其別力手段を以て其の本性を明瞭に明瞭しなれば可からず、

30 小代表として對策、後口氏を以て、

31 中野氏を以て對策、

第三五五 (口川)

大 澤 (後 也) (新選派)

12 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

本同盟会の對策を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

13 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

14 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

15 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

16 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

17 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

18 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

19 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

20 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

21 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

22 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

23 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

24 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

25 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

26 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

27 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

28 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

29 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

30 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

31 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

32 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

33 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

34 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

35 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

36 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

37 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

38 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

39 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

40 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、

41 労働者同盟会を以て對策とする事とし其の上を以て對策する、





組合幹部名簿(庚午年度)

N0. 1

昭和二十一年五月三十一日現在 市村田農協職員名簿

組合名	氏名	年令	出身地	職名	所属政黨	備考
市村田農協 MURAKAWA NIPPON 農業協同組合	執行委員長	山口 義英	47	藤生	無	社会党
	事務部長	山本 経路	47	田原高松	無	無日本建國黨
	庶務部長	秋野 南	37	三宅義平	無	無
	加賀	野田 春雄	28	・新井	無	無
	加賀	木村 三雄	25	三井三郎	無	社会党
	加賀(代理)	多田 吉雄	31	秋田二郎	無	社会党
	(代理)	深澤 三郎	37	無	無	社会党
	(代理)	今村 和雄	43	無	無	社会党
	(代理)	大門 一男	33	明治平吉	無	社会党
	市村田農協 MURAKAWA NIPPON 農業協同組合	専任委員	中野 貞之	42	野原 貞雄	無
専任委員		熊田 小太郎	39	井川 内清	無	社会党
専任委員		井上 正次	31	藤村 西三	無	社会党
専任委員		前田 善太郎	29	大塚 隆夫	無	社会党
加賀		大野 敏文	30	新藤 敏夫	無	社会党
加賀		伊藤 伊知郎	24	西村 升通	無	社会党
加賀		山下 雅雄	32	石 隆利	無	社会党
加賀		尤基 英次	43	山 正徳	無	社会党
市村田農協 MURAKAWA NIPPON 農業協同組合	専任委員	井川 廣吉	40	江 田 隆	無	全農(市会)委員
	専任委員	二井 米次	37	宇 野 隆	無	市農竹組合
	専任委員	藤 谷 洋 弘	34	神 戸 隆 生	無	市農竹組合
	加賀	渡 口 重 一	33	高 橋 隆 夫	無	市農竹組合
	加賀	西 村 孝 一	30	神 戸 隆 夫	無	市農竹組合
	加賀	木 村 政 幸	27	藤 原 隆 夫	無	市農竹組合
市村田農協 MURAKAWA NIPPON 農業協同組合	専任委員	藤 田 雅 明	24	・	無	市農竹組合
	専任委員	大 塚 英 次	45	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	竹 下 隆 夫	38	北 田 隆 夫	社会党	
	専任委員	金 澤 十 郎	37	大 塚 隆 夫	社会党	
	専任委員	大 野 孝 一	41	藤 原 隆 夫	社会党	
市村田農協 MURAKAWA NIPPON 農業協同組合	専任委員	新 井 山 正	25	久 保 隆 夫	社会党	
	専任委員	新 井 山 正	25	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	下 了 徳	25	船 越 隆 夫	社会党	
	専任委員	紀 本 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	西 原 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	
市村田農協 MURAKAWA NIPPON 農業協同組合	専任委員	西 原 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	三 浦 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	山 田 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	山 田 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	
	専任委員	山 田 隆 夫	25	藤 原 隆 夫	社会党	



NO. 2

組合名	役名	氏名	軍令	出身要項	職種	所属行支	備
三井物産株式會社 東京支店	社長	川崎 明彦	45	群馬北紅	礦業	社会党石	4 課
	副社長	水原 浩	43	福島 飯沼	・	・	・
	専任部長	藤田 英四	46	大 阪 内 務	社会党石	社会党石	社会党石
	副専任部長	青木 富男	39	江 田 田	製造業	・	・
	専任課長	沢田 隆	32	山口北	採 炭	・	・
	専任課長	村上 若木	32	・	・	・	・
	専任課長	松岡 真雄	27	中 京 老 工	・	・	・
	専任課長	今田 昌雄	26	福 島 運 送	・	・	・
	専任課長	藤大野 日比	43	大 阪 以 外	・	・	・
	林	眞	42	群馬北紅	製造業	・	・

# 組 合 幹 部 調

NO. 4

昭和27年4月現在 九州各府県別

組合名	役 名	姓 名	年 令	住 居 地	職 業	所属政黨	備 考
福岡県 (福岡市) 福岡市労働組合連合会	会 長	阿 部 啓 雄	39	江 戸	警 察	社会党	
	副 会 長	田 中 啓 雄	42	三 田	採 炭	无	
		山 本 啓 雄	40	山 野	内 務		
	執行委員長	伊 藤 清 之	37	山 野	内 務		
	総務部長	池 田 政 義	24	田 川	警 察		
三 重 県 九 州 支 部 (大津市) 大津市労働組合連合会	執行委員長	徳 島 芳 基	47	生 田	物 産	社会党	新米連合会 比山田組合
	副 会 長	島 田 米 健	37	比 山	農 工		
	事務部長	藤 井 清 由	34	敦 賀	厚生		
	総務部長	大 木 正 義	34	敦 賀	自 工		
	庶務部長	大 内 清 俊	28	船 橋	自 工		
	支部副委員長	大 内 清 俊	40	船 橋	自 工		
	支部副委員長	佐 藤 政 俊	30	比 山	自 工		
	支部副委員長	坂 天 正 高	34	比 山	採 炭		
	支部副委員長	武 川 庄 太郎	36	新 入 町	採 炭		
	支部副委員長	山 下 五 郎	27	船 橋	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	会 長	新 藤 肇 一	43	三 津	採 炭	社会党	新藤組 山口市労働組合
	副 会 長	高 野 一 朗	34	國 産	自 工		
	事務部長	藤 尾 浩 活	42	國 産	自 工		
	庶務部長	久 保 田 博 吉	37	山 口	採 炭	社会党	
	支部副委員長	少 村 善 吉	43	三 津	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	支部副委員長	加 藤 善 吉	43	三 津	自 工		
	支部副委員長	村 山 貞 吉	34	山 口	採 炭	社会党	
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
山口県 (山口市) 山口市労働組合連合会	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		
	支部副委員長	田 中 比 清	24	山 口	自 工		

NO. 2

地名	種	名	次	名	注	取	行	備
日	組	色	和	田	久	38	取	
	組	組	和	田	久	38	各	共
	書	足	工	工	正	25	種	江
	合	合	歩	野	物	42	外	江
	列	王	皇	皇	皇	33	江	
	列	皇	皇	皇	皇	43	皇	
日	組	色	和	田	久	37	取	
	組	組	和	田	久	30	江	
	書	足	工	工	正	30	江	
	合	合	歩	野	物	52	外	
	列	皇	皇	皇	皇	22	皇	
	列	皇	皇	皇	皇	43	皇	
日	組	色	和	田	久	36	取	
	組	組	和	田	久	54	江	
	書	足	工	工	正	30	江	
	合	合	歩	野	物	30	外	
	列	皇	皇	皇	皇	32	皇	
	列	皇	皇	皇	皇	32	皇	
日	組	色	和	田	久	37	取	
	組	組	和	田	久	37	江	
	書	足	工	工	正	37	江	
	合	合	歩	野	物	37	外	
	列	皇	皇	皇	皇	30	皇	
	列	皇	皇	皇	皇	37	皇	
日	組	色	和	田	久	35	取	
	組	組	和	田	久	42	江	
	書	足	工	工	正	36	江	
	合	合	歩	野	物	40	外	
	列	皇	皇	皇	皇	29	皇	
	列	皇	皇	皇	皇	40	皇	
日	組	色	和	田	久	39	取	
	組	組	和	田	久	39	江	
	書	足	工	工	正	30	江	
	合	合	歩	野	物	32	外	
	列	皇	皇	皇	皇	35	皇	
	列	皇	皇	皇	皇	25	皇	
日	組	色	和	田	久	29	取	
	組	組	和	田	久	40	江	
	書	足	工	工	正	30	江	
	合	合	歩	野	物	40	外	



NO. 3

組合名	役 名	合 名	年 令	証 書	作業状況	備 考
大 正 二 十 年 度 日 本 共 産 党 組 合	組 長	江 藤 一	48		内 務	西 條 康
	副 組 長	藤 岡 茂	37		外 務	
	書記	井 田 文 雄	30		庶 務	
	保管部長	新 沢 義 光	37		内 務	社 生 室
	給与部長	五 丁 藤 次 郎	34		外 務	
	文書部長	田 川 浩 秀	25		仕 務	
日 本 共 産 党 組 合	組 長	田 出 彌 雄	48		評 議	田 出
	副 組 長	井 上 吉 次	32		外 務	
	書記	高 橋 文 雄	32		事務課	
	常務部長	和 田 茂 雄	35		評 議	
	評議部長	坂 本 七 郎	27		内 務	
	評議部長	東 海 謙 三	32		評 議	
	生保部長	吉 村 義 西	40		評 議	
	生保副部長	藤 田 英 也	30		評 議	
	文化厚生部長	川 手 正 孝	30		福 祉	
	監 事	和 田 秋 人	28		外 務	
日 本 共 産 党 組 合	組 長	田 出 弥 雄	48		評 議	
	副 組 長	川 手 正 孝	37		評 議	
	事務部長	藤 岡 出 雄	28		評 議	
	生保部長	尾 崎 謙 三 郎	42		評 議	
	労働部長	渡 川 謙 一	32		評 議	
	評議部長	坂 口 任 次 郎	25		評 議	
日 本 共 産 党 組 合	評議部長	大 沼 金 雄 郎	25		評 議	
	厚生部長	前 林 幸 四	37		福 祉	
	副部長	新 野 田 義 秀				





昭和26年10月分労働対立事案発生状況表

九州石炭鉱業協議会

事案別	事 業 行 為					労働委員会関係	備 考
	同盟罷業	同盟怠業	事業の閉鎖	業務停業	合 計		
件 数	4				4	(1)	労働委員会関係は新設炭鉱の不協働・行爲是認4件
炭 鉱 数	4				4	(1)	
種 別	4				4		
参加者人員	55,194 (人)				55,194 (人)		
推定被害額	28,198 (円)				28,198 (円)		

昭和26年10月分要求事項発生状況表

九州石炭鉱業協議会

要 求 事 項	労働協約締結(又は協定の改訂)ニ關スル要求 組合ノ承認又ハ組合伯權ニ關スル要求	賃金増額	資金及手當		給與以外ノ労働條件 計	労働協約ノ内容ニ關スル要求 計	通達及人事 計	福利厚生施設ニ關スル要求	其ノ他	總 計
			資金債権反対	其ノ他資金ニ關スル要求						
件 数				1		1	(1)			3 (1)

昭和26年//月分労働争訟案件表

九州石炭産業同盟

事項別	種別	争 訟 / 行 為				合 計	労働委員会調停	備 考
		同意協定	同意結案	争訟所閉鎖	案件消滅			
件 数		135				135	(1)	詳表参照ナレバシ
戻 込 数		131				131	(1)	
調 停 日 数		508				508		
参加者人員		895,528(人)				895,528(人)		
推定被害額		404,484(圓)				404,484(圓)		

昭和26年//月分要求争訟案件表

九州石炭産業同盟

要求事項	組合ノ承認又ハ組合指制ニ關スル要求 労働協約締結又ハ全面的改訂ニ關スル要求 賃金増強	賃 金		手 當		給與以外ノ待遇案件		労働協約ノ締結ニ關スル要求		組合及人事		福利手当確保ニ關スル要求	其ノ他	備 考
		賃金増強 賃金改訂反対	賃金定額支拂	臨時給與金ノ要求 其ノ他賃金ニ關スル要求	臨時給與金ノ要求 臨時給與金ニ關スル要求	労働時間ノ変更 休暇・休日ニ關スル要求	其ノ他待遇案件ニ關スル要求	組合承認 組合承認	組合及人事 其ノ他人事ニ關スル要求 労働協約及又ハ労働者ノ復職	組合及人事 其ノ他人事ニ關スル要求				
件 数		131				131					(1)			132(1)

別表

10月以降資金不足の争議状況

(A) 中央大学 (三井、三菱、井原、古河、明治)

	件数	炭礦数	協議日数	参加者人員	協定減産量
第一波 10.31~11.1	27	27	64	138,264	63,518
第二波 11.5~11.7	29	29	87	215,640	100,408
第三波 11.10	27	27	27	69,233	32,012
計	83	83	178	423,137	195,938

(B) 炭業六社 (日産、貝島、大正、苅島、高橋、二瀬)

10.31~11.12 (石川、公体)	10	10	110	337,238	163,681
------------------------	----	----	-----	---------	---------

(C) 炭業系中小炭礦

11.9~11.10	39	39	78	34,745	14,934
------------	----	----	----	--------	--------

(D) 日産鶴橋

11.7~11.12	57	52	154	93,168	39,089
------------	----	----	-----	--------	--------

總計

總計	135	130	500	893,278	403,834
----	-----	-----	-----	---------	---------

昭和26年12月分労務管理費集計表

## 九州石炭株式会社

事項別	労務管理費				合計	労務委員会委員	備考
	同定額	同定額	労務管理費	労務管理費			
件数	10	10			14	(1)	同定額中二件 (二項及び大ノ前)
炭盆数	10	4			14	(1)	は公休管理等によ りリストとしては取 扱わぬが一應計 上した
日数	19	11			80		
参加人員	10,811 (人)	81			19,392 (人)		
推定減産量	6,852 (噸)	44			6,896 (噸)		

昭和26年12月分請求事項集計表

## 九州石炭株式会社

請求事項	資本金及手當				福利厚生		労務管理		その他		合計
	資本金増額	買入金庫反対	買入金庫	其ノ他買入金庫ノ要求	福利厚生	福利厚生	福利厚生	福利厚生	福利厚生		
件数	1		18	14							14













病歴・投券（九歳半）第三回團體交渉總會誌

一、日時及場所

昭和二十六年十二月十八日（火）午後三時二十分～午後四時  
於海軍本館會議室

二、出席者

（病歴）田中、小山田、池上、原田（龍生）、荒川（目掛）、井上（大正）谷、  
大山（貞島）、村田（日鏡）、木村（嘉徳）、澤村（篤朗）、地井（日燈）  
投券）江口（崇秀）、吉原（龍生）、福（嘉徳）、中國（目掛）、中村（日鏡北松）  
澤邊（日鏡一編）、竹原（大正）、山本（崇秀）、多賀谷（崇秀）、  
松門（龍生）、荒瀬（島越）、山本（貞島）、清水（神林）、平野（穂粒）  
出席（龍生）、松山（長投券）

三、議案内容

一、議案書並に決定書附原券に調印

別紙の原券並に決定書附原券に調印した。

二、前、「協定書並に決定書附原券の海難又は突撃に即し山元券を額に紛争を生じた  
時は甲・乙兩組織で處理又は紛争する」旨を双方確認した。

以上

研	北
事	三
投	三
投	三
保	三
保	三
保	三
保	三

昭和二十六年十一月二十二日



九州石原製薬株式会社



「情報」訂正の件

一、昭和二十六年十一月十七日附情報中左記の誤は誤りだ付を訂正の方を訂しおしませ

記

ノ、情報五頁の日頃大手中

(誤)

松島

贈賞 一〇〇% 贈一〇〇〇圓

松生

贈賞 別紙送附

(正)

一〇〇% 贈一〇〇〇圓

贈賞(贈)九日分贈り、一〇〇% 贈三〇〇圓

贈一% 贈一〇〇〇圓(贈)加算、一〇〇% 贈三〇〇圓

(誤)

二、昭和二十六年十一月十三日附大手中各受贈状況中左記の點も加算

(誤)

北袋

贈賞 一〇〇% 贈一〇〇〇圓

(正)

一% 贈一〇〇圓

井原

贈賞 一〇〇% 贈三〇〇圓

一〇〇% 贈一〇〇〇圓

以上



稿  
紙

中華民國二十六年十月二十日

十月二十日

陸  
海

陸  
海

凡  
有  
行  
政  
機  
關  
均  
應  
遵  
行









十一月八日 借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊、以上の次第

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊、本書の次第

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊以下の次第

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み 十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。

十一月八日、二十一日、小倉書庫

借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み

十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。

十一月八日、二十一日、小倉書庫

借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み 十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。

十一月八日、二十一日、小倉書庫

借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み 十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。

十一月八日、二十一日、小倉書庫

借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み 十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。

十一月八日、二十一日、小倉書庫

借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み 十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。

十一月八日、二十一日、小倉書庫

借書簿三次書付表

借書簿書 一、四八、四三〇冊、外頁二二〇〇冊

口 四三三六冊、四三〇〇冊、外頁二二〇〇冊

四三三六冊、外頁二二〇〇冊

借書簿 山元正樹と別紙添付

借書簿書 発行済み 十一月十二月借書簿の通り並び、二十七年一月より九月までの借書簿

口とす。





職員給与交渉状況第4号

20.12.1

九州石炭産業同盟

姓名	交渉	状況	賃金	増減率
宮井	% 交渉中	標準内給与平均 21,770 円	22,400 円	24.2%
生原	% 満了	標準内給与平均 20,909 円	21,720 円	28.3%
片岡	% 未交渉			
山口	% 交渉中	組合標準に未交渉 動 1% 組合標準に未交渉 標準内給与 19,327 円 76% 増	4,142 円	27.5%
明出	% 満了	組合平均 18,510 円と 11% 増の 20,546 円 (標準内給与平均を基準)	4,610 円	33.2%
鎌田	% 満了	20,700 円 (残業 2.1)		
北原	% 交渉中	19,000 円 + 残業 700 ~ 900 円		
日根	✓ % 交渉中	標準内給与平均 17,225 円 内訳は 本人給 11,621 円 家族給 12,535 円 凡員手当 1,168 円 通勤手当 800 円	3,439 円	24.8%
大正	✓ % 交渉中	組合標準に未交渉給与として 4,000 円 増額可	3,400 円	28.5%
野村	% 交渉中	組合標準に未交渉給与として 600 円 増額可 本人給与は別途交渉可	3,500 円	26%
丸山	% 交渉中	組合標準に未交渉給与として 650 円 増額可 (注 標準内給与平均は 200 円と 9.5%)	3,512 円	28%
日吉	% 満了	標準内給与平均		
高橋	✓ % 交渉中	標準内給与平均に 2,500 円 増額可	3,495 円	25%
竹原	% 交渉中	標準内給与平均 14,100 円と 9.5%	2,000 円	21.2%
田中	% 交渉中	標準内給与平均に 2,500 円 増額可	2,300 円	19.5%
工藤	% 交渉中 (打撃)	標準内給与平均 15,500 円と 1.6%	2,280 円	17.1%
神井		組合標準に未交渉 7.5% 増		
伊藤		満了可		

1/2 年  
準備中





昭和二十六年十一月八日



九州石炭産業協同  
理事長 田中 武之助

日本炭礦労働組合朝鮮地方本部  
執行委員長 江口 義美 殿

日本炭礦労働組合佐賀地方本部  
執行委員長 中野 周二 殿

日本炭礦労働組合長崎地方本部  
執行委員長 小川 善吉 殿

賃 金 案

昭和二十六年九月二十日附貸要求書に對し當方賃金案別紙の通り提示  
致しませう



資 金 案

一、實施期間

昭和二十六年十月一日  
至昭和二十七年九月三十日

二、資金体系

各社各山の前協定通りとする

三、資金額

(1) 基準資金

(イ) 各社各山の前協定基準資金額(含家族給)に一方當平均

坑内 夫 七五圓(役員)

坑外成人男子 五五圓(役員)

を加算する

その他の個員については各人につきその等級の賃と疊とに際し右との均衡により各社各山に於て決定する。

(ロ) 基準資金中家族給は扶養家族一人につき月額四〇〇圓以内とする。

(ハ) 基準資金中勤賃給部分に對應する標準作業量は各社各山の現行標準作業量に據る。

但しカッペ採炭方式の場合については別枠とする。

昭和二十六年十月以降に於て採行段階の變化、採掘技術若くは方式の變更、主要設備の變化、起業の進捗完了、選炭施設の新設又は改善等により出炭能率に影響ありと認められるときは、各社各山に於て標準作業量の修正をすることが出来る。

(ニ) 基準資金中固定給部分に對應する規定時間は拘束八時間とする

但し監視又は断続的業務に従事するものについては、各社各山の業務の取扱いによる。

(2) 基準外資金

基準外資金(生産賞與又は出張賞與を含む)については各社各山の協定通りとする。

以上

「案」

九斗委員第二〇號

一九五一・一一・八

日本炭礦労働組合九州斗委員會

委員長

江口

義

榮

九州石炭鑛業聯盟

理事長 田中丑之助

殿

ストライキ通告に關する件

貴方はAプロット、Bプロットの職員賃金について、貴方並に關係各社との間に、平和的に問題の解決をはかるべく努力してきましたが、本日此の貴方並に各社の貴方に對する回答は貴方の要求を無視したものであり、事態の解決には全く希望を持ち得ない状態に立至りました。

貴方としてはもはやこの段階に至つては貴方並に各社の監督を促し問題の解決をはかるの外はないので、Aプロット及びBプロット参加労働組合は來る十一月九日一審方以降無期限ストライキを遂行するので機め通知致します。

尚ストライキによる一切の事態の處理は貴方の責任に於てなされる様申請致します。

以上



八二連



昭和二十六年十一月十三日

日本医業労働組合九州予備委員会

香 島 氏 江 口 英 夫

九州医業労働連盟

理事長 田 中 互 之 助 殿

職労組員交渉推進中人員に回す件

十月二十日付の回を以て一着を既し機務衛生の決定をのみしたるが、認得相承の致して日米労働者の恩体奉事も出でしより其様であります。

奮力して健康上の進歩に期待願ふ次第を希望致しますので、十一月十七日は、具體案の提出をこれ以外の場合に譲り置かざる様お願い致します。

右申上此致す。

以上





夏野中々外 團體交渉議事録

1 日曜遊脚 船加二十二年十月二十三日(火)午会第二の午会(船加二)の力 筑 建業事務所会議

1 出張 田中 小山田 折川 石井 藤生 中城 山口 澤田 上 高橋 吉上 北川 川原 橋口

1 出席 田中 折川 藤生 中城 山口 澤田 上 高橋 吉上 北川 川原 橋口

1 議事内容 (夏野) 山口 中野 山本(山本) 山本(山本) 今村 藤生 杉本 井上

1 夏野交渉事務の経過

2 夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過

夏野交渉事務の経過





全通

中央八社債報 第2号

昭和五年四月三十日  
九州日報社製

社名	種類	金額	発行(又は取得)の目的	償還条件	備考
1	1000円(株)	1000000	大塚の生理學研究費	昭和5.10	新設 1000000円 昭和5.10
2	5000円(株)	5000000	西田の醫學研究費	昭和5.12	新設 1000000円 昭和5.12
3	10000円(株)	10000000	佐々木清次郎の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
4	10000円(株)	10000000	三浦の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
5	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
6	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
7	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
8	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
9	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
10	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
11	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
12	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
13	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
14	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
15	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
16	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
17	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
18	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
19	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12
20	10000円(株)	10000000	佐藤の醫學研究費	昭和5.12	新設 10000000円 昭和5.12

















安東日記

十月十七日 星期日

十月十八日 星期一

十月十九日 星期二

十月二十日 星期三

十月二十一日 星期四

十月二十二日 星期五

十月二十三日 星期六

十月二十四日 星期日

十月二十五日 星期一

十月二十六日 星期二

十月二十七日 星期三

十月二十八日 星期四

十月二十九日 星期五

十月三十日 星期六

十一月一日 星期日

十一月二日 星期一

十一月三日 星期二

十一月四日 星期三

十一月五日 星期四

十一月六日 星期五

十一月七日 星期六

十一月八日 星期日

十一月九日 星期一

十一月十日 星期二

十一月十一日 星期三

十一月十二日 星期四

十一月十三日 星期五

十一月十四日 星期六

十一月十五日 星期日

十一月十六日 星期一

十一月十七日 星期二

十一月十八日 星期三

十一月十九日 星期四

十一月二十日 星期五

十一月二十一日 星期六

十一月二十二日 星期日

十一月二十三日 星期一

十一月二十四日 星期二

十一月二十五日 星期三

十一月二十六日 星期四

十一月二十七日 星期五

十一月二十八日 星期六

十一月二十九日 星期日

十一月三十日 星期一

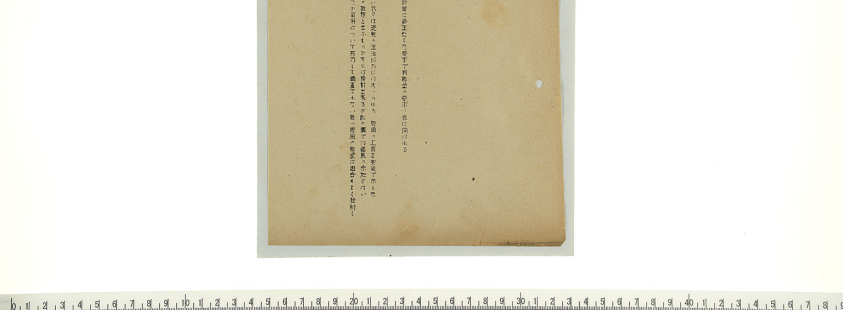
十二月一日 星期二

十二月二日 星期三

十二月三日 星期四

十二月四日 星期五

十二月五日 星期六





632 52.4	術	72.4	22.5
64 526.22	267.48	457.63	255.20
7 540.11	261.72	452.05	252.41
8 555.75	264.15	457.20	255.78
78 527.82	261.37	450.27	257.11
334 522.47	262.71	451.14	255.17

40-  
72805281



秋友会、調査委員報告の件

柳野、炭野(九郎半) 小委員会書記

一、日時及場所 昭和二十六年十月二十七日(土) 午前一時半—三時 於海軍本部  
二、出席者

(列席) 田中、小山田、井上(大正)、谷(貞四)、立石(日茂)、原田(康生)、  
木村(壽福)、池上、川原、飯後、水崎

(傍聴) 磯部(大正)、須藤(寿上)、藤本(貞島)、北島(三郎)  
(炭野) 吉原(康生)、江口、多賀谷(朝炭野)、松門(康生)

三、要旨内容

1、日鉄鉄鋼業團交渉参加の件

懇話の日鉄懇話の無交渉の参加については、本社より正式の指令があり退却同議するとのため、今般正式メンバーとして交渉に出席する旨報告があつた。

2、第一回団体交渉出席記録の聴取

第二回団体交渉に於て確認する事となつた。

3、職員給与体系の合理化及整理については、次回懇話の時期については、次回懇話に於て打合せを要する事となつた。

懇話中、別産協会の合併化及整理については、意見交換

原田中委員長より「炭野側は求道に若く職員給与体系の合理化及整理については、自由なる討論を行い、双方のこれに對する主張を明らからしめることは次期団体交渉促進のため有効であると考え」旨発言。

炭野側委員は「本交渉は第一回団体交渉に於て貴方委員長が述べられた様に、全額敷初の試みであり、その意義は極めて大である。職員給与に關する当方の指摘した矛盾については、従来会社自身も強みの種であつたと思つたので、今次交渉を直儀からしめるためには組合の面限した手前を解決するといふ合理化の方針については双方利益がないと思ふのでその方面を進みたい」旨が述べられたが、初回より一定の押入れで進めるといふのは、はたか一語双方意見を交換し合つたといふこと。

(炭野) 組合の混同した合理化案については別に懸念はないのであり、従来職員給与が職員給与とは何種類のものか、経費比によつて機械的に算出されている矛盾及び弊内配分から起る個々の手当の修正評價を助けていたことによつて起る矛盾を是正しないためである。

以上二題に關する懇話の考えを先づおまゝとした。

次いで、十一組の職員給与体系に對する組合の分類による六項目(本人給、家族給、助給給)の誤分について説明があつた。

本人給は一定の支給標準によつて全部の者が貰うもの、助給給は環境、作業條件によつてつけられるもので坑内手当、出坑手当、交代手当等が含まれる。向日炭(教育、都市、通勤各手当)はその他の給與、勤務手当についてはこれを職給とするかどうかは疑問である。各社の取扱ひの異情によつて考慮の上決定する。(懇話) 個々の手当の適正なる評価とされるが、個々の手当額を決定する場合その標準との関係については如何に考へられるか。



(族勞) 總額との関連及横のバランスは考慮する必要があるものと思ふ

(協定) 各社の結果の構成を見ると、本人給、扶内給、家族給の基準内に占める比率は大体その割合は一致しており合理化、整理が出来ていると思ふが

(族勞) 枠の中で出来た形のものから生ずる矛盾は神の協定が厳く毎に寛大しくなる。この隔年を外してその手当本来の性格意趣を検討して整理すれば、よりよく合理化が出来ると考える。

(協定) 入抗手当について幾何出納手当について幾何であるべきかというように各分項項目毎に神を考へておられるか、又本人給についても現在本俸五〇〇圓乃至一、五〇〇圓というように大きな差が各社に生じているが、これを一本にしてより一いつのであるか

(族勞) 親給等についての神は考へていない。本人給についても一本で占める率は考へて居らず二、或は三つの内容に分けられても構わない

(協定) 本人給自身の定額、性格を大まかに分けておきたいという事か

(族勞) 然り、昔來本人給のみ引上げ、或ひは家族給を截止するというような事が起れば従來の様に神に拘泥する事なく直に実現出来る効果がある。

(協定) 先づ各手当がいくらにあるべきかを調査して協定を決定することは困難な思ふ。どの産業部内に於てもベースを先づ定めて配分操作しているのが現状ではないか

(族勞) 各手当の額を先づ定めてその後には協定出来るという順序ではあるが、各手当の決定に協定が考慮される事は当然であるので、總額と各手当の決定は同時に決定の概念でよい。従來は既に生活水準が向上して本人給のみを引上げ家族給は引ける必要のないような事象の場合はベースアップが行はれても職員給等は必然的に本人給とのバランスを考慮して引上げられるというようにあまりに基準内の比率に拘泥してきていた。

(協定) 現在の入抗手当等は一律日給に還元してあるべき要当なる額を改めて決定するのであるか

(族勞) 現在の額が一律族勞とはなると思ふが本人給との関連に於て各手当の特殊性俸給現物給を考慮して決定するのである。従來は神の中に入れていた、ため要当なる許限が切られていた。

(協定) 決定する商一聯合社側としては協定が定つている面の上各設備に於いて争ひが起ると思ふが又一層六項目で分項するとして協定を見て、総額の八〇%を定めて後の二〇%を同じくモイトによりアップして行くとした場合、結果的に同じになると思ふか

〔英丹〕 各股範囲の配分上の争ひは争を定めた方が起り易く、當方としては或可く力  
關係にならぬより合理的に決定したい考えである。

〔事理〕 六項目の割合は統一するか

〔英丹〕 統一はしない。各社の特殊事情により夫々の持つ性格を生かす必要があるの  
でバランスは一単には決まらない。

〔事理〕 交渉に於て現行ペースを二、〇〇〇圓引上げるといふ場合、現座に占めてい  
る割合によつて配分するの  
當方としては事理二、〇〇〇圓上つたとは考えなく、どの手當を上げられる  
のかとの内容が必要である。現座の割合は絶対的なものとは考えない。

〔事理〕 個々の手當を論議するに否かの論争となり、組合内部の配分上の争ひが起る  
と懸うか

〔英丹〕 内輪の問題は争をつけた時の方が激しい。争を定めた時のように論議的であ  
く論議的に切り切れると思ふ、一層出发点としては現行のバランスから入る  
が結果はどうか分らない。

〔事理〕 會計としては座額が先づ定まるのである。個々の手當よりまゝ取れる事は不  
可能ではないが、配分の率と割合というのであれば別は分るが

〔英丹〕 實際商議としては座額と各手當が同時決定される事となり配分の率も同時に決  
まるであらう。

〔事理〕 かゝる要求を出された動機如何

〔英丹〕 現座の懸念給與のあり方について理程がある。そこで當方の要求である或を  
矛盾を具體的に打出してそゝう段階に入れる案地を作りたい。

〔事理〕 取内外の比率等について統一したい考えであるか

〔英丹〕 統一したものはない。各社で協議して決定する。業來は議決外は決まらな  
い。此基準内文が先づ定つていた、今度は全部一度に定まる利点がある。

〔事理〕 配分は組合内の問題であるのだからその個々の額について會計と座額決定するの  
であるから組合運動としては好ましくないかも知れぬがこの方が合理的に決  
まるものと考へているのだ。

〔事理〕 組合の考え方は一層分つたので此の議文で當方の意見を述べらる。

遺產繼承金要求狀況圖

		妻 子		孫 子	
金	夫 子	其外 12,280	其内 22,770	維持 2,800	其他 12,520
	引子	-	別進 10,000	3,518	12,200
	西 子	-	其外 1,818,110	7,100	10,140
	四 子	14,000	-	1,800	2,100
	日 子	14,200	-	1,812	2,300
	七 子	12,700	-	1,810	-
	遺 子	50% 22,100	-	遺 子 10,400	-
門 子	14,500	-	-	-	
加 子	-	-	印 子 10,800	-	
全 子	-	-	孫 子 6,818,110 1,000 1,000	-	
富 子	12,000	-	人 子 1,000 1,000	-	
夫 子	14,500	-	印 子 1,000 1,000 1,000 1,000	-	
夫 子	夫 子	14,000	-	遺 子 1,000 1,000 1,000 1,000	-
	子 子	14,200	-	-	-
	子 子	14,000	-	-	-







解 答 (二)

## 課 税 額 算 出

- (1) 昭和25年6月賃金支給額 (支給額 327人 消費單位 2759人)

種 別	主 給 額	控 除 額	計 課 税 額	課 税 率	計
全 額	2428 <sup>02</sup>	1793 <sup>08</sup>	627 <sup>95</sup>	935 <sup>91</sup>	2213 <sup>77</sup>
%	30.5	22.4	32.7	11.7	35.6

- (2) 10月～3月平均給金控除率

$$2428^{02} \times 130.7 = 3173^{42}$$

$$1793^{08} \times 147.8 = 2635^{32}$$

$$3173^{42} + 2635^{32} = 5808^{74}$$

註 130.7……平均課上り率(前社1)  
147.8……前年度より率(前社2)

- (3) 10月～3月全賃金計

$$5808^{74} + 650 = 11617^{48}$$

註 650……インフレ率

- (4) 中470707平均賃金控除率

$$11617^{48} \times \frac{72.22}{81.37} = 9714^{07}$$

註 72.22……282人課税率  
81.37……327人

- (5) 租 税 等

	前 年 税	控 除 率	控 除 額	課 税 額	課 税 率	計
控 除 率	922	66	113	360	120	1581 <sup>04</sup>
控 除 率	2022	169	173	480	140	3044 <sup>04</sup>
備 考		前年額30% 控除率11%	控除20% 控除30%	課税15% 課税25%		

- (6) 法人課税率

$$9714^{07} + 1581^{04} = 11295^{07}$$

$$11295^{07} + 25^{(1)} = 450^{60} \times \frac{450}{450}$$

- (7) 控除率

$$9714^{07} \times 1.4 = 13599^{70}$$

$$13599^{70} + 3042^{04} = 16641^{70}$$

$$16641^{70} + 22^{(1)} = 756^{53} \times \frac{256}{256}$$

註 控除率算出方法

法人課税 25年度前年(前年) 2200円

課税控除率 2240円

$$2240 \times 0.18 + \frac{300}{2} \times 66 \text{円}$$

控 除 率 25年度前年(前年) 16660円

課税控除率 802円

$$802 \times 0.18 + \frac{300}{2} \times 169 \text{円}$$









一、交渉は九州石炭鑛業聯盟と日本炭礦労働組合聯盟、佐賀、長崎各地方本部に労使双方が夫々委任（又は確認書提出）した役員と組合間の団体交渉とする。団体交渉参加炭礦並に組合の確認は委任状（又は確認書）を以てする。

委任状（又は確認書）の提出期限は十月二十三日を原則とするも期限後提出ありたるものに付いても双方確認の上之が参加を認める。

二、交渉開始月日 昭和二十六年十月二十三日

三、交渉委員数 双方二十名以内（委員の交替は相互議体の瞭解を得た場合は認める）  
昭和二十六年九月（但し水身は十月）までの資金協定を有する炭礦の十月以降資金に關する事項（但し水身は十一月以降）

四、交渉内容 夫々三名以内

五、審 記 夫々三名以内

六、幹 事 原則として午后一時より午後五時を越えないこと

七、時 間 原則として非公開とするも關係諸団体等承認の上これを認めることが出来る

八、場 所 協定は不交渉に参加した炭礦並に組合を拘束する  
關那嶽は要領筆記とし聯盟書記長を作成、豫め組合獨幹事の承認を求め次回団体交渉において確認する

九、協定の効力 但し訂正ある場合は次回調停幹事に於て行ふ

昭和二十六年十月二十三日

九州石炭鑛業聯盟

交渉委員長 田中 丑之助

日本炭礦労働組合聯盟地方本部

同 佐賀地方本部

同 長崎地方本部

交渉委員長 江 口 義 美

光緒二十六年九月

發 書

一、昭和二十六年九月迄の協定を有する状態

福岡 九探、大辻、島庭  
佐賀 立川、町切、小林

但し右協定の十月以降資金は、日本炭礦労働組合（炭労）と九州石炭労働聯盟（炭労）の間において協議協定する

二、昭和二十六年十二月迄の間「經濟變動に依り資金改訂事項」を含む協定を有する状態

福岡 所屬協運連（関係）  
新小正、鎌西、井ノ浦一某、前二某、加茂、藤門、日吉、上山、木崎、新山崎、

佐賀 新原繁、岩屋、吉原  
第一豆田、土興丸、大川、小倉

但し右協定中委任状の提出あつたものに限る

長崎 新北松、松浦、報國、平田山、中島、西川内

右協定の交渉は、日本炭礦労働組合（炭労）と、九州石炭労働聯盟（炭労）の間において實現する

三、福岡 京ノ上、庄内  
佐賀 長瀬田、水切

右協定の交渉は、所謂協運連傘下の組合を含めた合同交渉とする

四、福岡 所屬協運連（関係）  
久恒謙、上山聰、水崎龍、新山崎、

右協定の職員給付については、役員資金に充て決定する

五、炭労中小規模の集約交渉は福岡市に於て行う

右協 議 する

昭和二十六年十月十七日

九州石炭労働聯盟	代理 長 壽 彦
理 部 長	代 理 小 山 田 昌 壽
日本炭礦労働組合 組織地方本部	代 理 山 本 泰 壽
佐賀地方本部	代 理 山 本 泰 壽
福岡	代 理 山 本 泰 壽
長崎地方本部	代 理 山 本 泰 壽
右代表者	代 理 山 本 泰 壽

【附】

十月以降賦買資金の延滞措置に関する覚書

一、左記炭産の延滞措置は各山元の前協定を準用し新資金協定成立を反務する。  
二、新資金山元協定成立後は清算する。

記

九州採炭株式会社新平、高尾、海老津炭産所

共同石炭株式会社島根炭産所

可 切 炭 産 所

大日鉱業株式会社立川炭産

清水原小 林 産

昭和二十六年十月二十三日

九州石炭鉱業聯盟

交渉委員長 田中 丑之助

日本炭産労働組合福岡地方本部

同 同 佐賀地方本部

同 同 長崎地方本部

交渉委員長 江口 義 美

【附】

覽

書

昭和二十六年十月末迄の暴定を有する佐賀水産農産物の十一月以降賣金は日本炭礦労働組合  
〔炭券〕と九州石炭鉱業聯盟（聯盟）間に於て昭和二十六年十月十七日附炭券、聯盟間の  
所屬中小グループ交渉に関する覚書と同一内容により協議協定する。

昭和二十六年十月二十三日

九州石炭鉱業聯盟

交渉委員長 田中丑之助

日本炭礦労働組合福岡地方本部

同

佐賀地方本部

長崎地方本部

交渉委員長

江口義美



（株主優待）自戸編より一冊以降の冊子に對する考之方も前項五章と可相繼は口にておてかり、同も相繼五章

（前日帳）その日全仕帳が考之方を含むて六仕と一紙に於て本を實録した仕帳の借入がある。五書目には四

（建替帳）その身に於ては不足論議しては多しと向とも申し上げ要知。

（組合帳）全仕帳の月別支取を悉知の建替帳を附記する可なりとしも同し其の工帳を附記するも是れは

1. 建替帳等に加入するものなり。2. 11月迄は口にての建替を附記すること。

2. 又その建替帳の月別入り建替帳等は、建替帳に附して加入を附記すること。

3. 11月の建替帳等は、建替帳に附して加入を附記すること。

（建替帳）前項より多しと向とも申し上げ要知。建替帳の建替帳に附して加入を附記すること。

又田交事付記 十月一日午前一紙

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

(二) (六)

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。

今も又建替帳の付記は、当日建替帳終了の建替帳に付すること。





【附】

通 告 書

九州の中小鋼Aグループの今次資金改訂に關し、貴方と當方との間に於て固體交渉中  
でありますが、早期解決を図るため十一月五日午後一時迄に資金改訂の同意を提示され  
るよう申入れます。

若し同期日までに同意なき場合若しくは、その回答に當方として不満なる場合は十一  
月七日一番方より強制収ストライキを執行することを通告致します。

昭和二十六年十一月二日

日本炭礦労働組合福岡地方本部

同 佐賀地方本部

同 長崎地方本部

右代表者 江 口 義 典

九州石炭産業聯盟  
理事長 田中 丑之助 殿

主任 石 田 丑 之 助



第1

昭和二十六年十月三十日

六三三三三三

九州石灰炭業聯盟  
理事長 田中丑之助

日本炭礦労働組合連合会地方本部	執行委員長 江口 善美	殿
日本炭礦労働組合使買地方本部	執行委員長 中 野 廣二	殿
日本炭礦労働組合使買地方本部	執行委員長 小川 藤吉郎	殿

同 答 書

昭和二十六年九月二十日附貴要束書に對し当方資金貸付額の通函答返  
します。

「議」

會 金 規 定

一、實施期間 昭和二十六年十月一日より昭和二十七年九月三十日迄とする。

二、資金体系 各社各山の前協定通りとする。

三、資金額

(1) 基準資金

① 坑内夫及び成人男子坑外夫の一方富平均額（官家採給）は各社各山の前協定基準資金額の二〇%とする。

② その他の鉱員については各人につきその労働の質と量とに應じ右との均額により各社各山に於て決定する。

③ 基準資金中家採給は採掘家族一人につき月額四〇〇圓以内とする。

④ 基準資金中調賃給部分に對應する標準作業量は原則として各社各山の現行標準作業量の二〇%とする。

⑤ 但しカッペ採炭方式の場合については別件とする。

⑥ 昭和二十六年十月以降に於て銀行減價の変化、採掘技術若くは方式の変更、主要設備の変化、起程の遷移完了、運炭施設の新設又は改善等により出炭能率に影響ありと認められるときは、各社各山に於て標準作業量の修正をすることが出来る。

⑦ 基準資金中固定給部分に對應する規定時間は持束八時間とする。

但し並況又は特殊的事務に従事する者については、各社各山の従來の取扱ひによる。

(2) 基準外資金

① 生活費費（田賦直費）

月額に於て一人當り平均三〇〇圓の増収を認る候に於ては、支給基準及び支給形態については各社各山に於て別途協議する。

② 右①以外の基準外資金については各社各山の前協定通りとする。

以上

昭和二十六年十一月二日

九州石炭鉱業聯盟  
交渉委員長 田中世之助

中野 元四郎

日本炭鉱労働組合福岡地方本部

委員長 江口義美 殿

日本炭鉱労働組合佐賀地方本部

委員長 中野 元二 殿

日本炭鉱労働組合長崎地方本部

委員長 小川 藤吉郎 殿

四 答 書

昭和二十六年十月三日附貴要未書に對し左記の通り同答致しました

記

一、協定内容修正実施期間

自昭和二十六年十月一日

至昭和二十六年十二月三十一日

二、修正事項

基準外賃金として月額一人当平均（休職者及び一ヶ月以上の差込者を除く）

抗 夫 七五〇圓（税込）

抗 外 夫（成人男子）

五〇〇圓（税込）

の増収を図る様にするが、支給形態及び支給条件については、山元で別途協議する

但し修正事情に依り前記金額を支給することが妥当でない異議については別途協議する

其の他の職員については、右との均等に於て山元で別に定める

三、職員についての修正事項に關しては職員との妥協なる均等を保つて山元で別途協議する

四、昭和二十六年十月以降山元に於て既に賃金を修正した炭礦は、その修正に拘束されて本修正に

關するものとする

五、昭和二十七年一月以降の取扱については別途協議する

以上

【裏】

昭和二十六年十一月一日

九州石炭鑛業聯盟  
交渉委員長 田中丑之助

日本岡山労働組合

福岡縣連合會

長崎縣連合會

佐賀縣連合準備會

交渉委員長 稻見辨夫 殿

回 答 書

昭和二十六年十月六日附貴會協定修正要請書に對し左記の通り回答  
致します

記

一、協定内券修正實施期間

自昭和二十六年十月一日

至昭和二十六年十二月三十一日

二、修正事項

基準外買金として月額一人壹平均（休職者及び一ヶ月以上の持株者を除く）

扶 夫 内 夫 七五〇圓（税込）

扶外夫（成人男子） 五〇〇圓（税込）

の増収を圖る様にすが、支給形態及び支給條件については、山元に於て別協協議する  
但し標準事情に依り新記金額を支給することが妥當でない限りについては別協協議する  
其の他の課員については、右との均等に於て山元で別に定める

三、職員についての修正事項に關しては職員との必要なる均等を保つて山元に於て別協協議  
する

四、昭和二十六年十月以降山元に於て既に賃金を修正した労働者は、その修正に不適合で本修  
正に關するものとする

以 上







